

理事・監事選挙のお知らせ

公益社団法人全日本不動産協会山形県本部、公益社団法人不動産保証協会山形県本部および一般社団法人全国不動産協会山形県本部において、理事・監事選挙を次のとおり実施しますので、お知らせします。

1. 理事・監事数

理事7名（村山最上エリア3名、置賜エリア2名、庄内エリア2名）を定数とします。
監事2名（エリアは問いません。）

2. 理事・監事の任期

今回の理事・監事選挙の2年後（令和9年度）に実施される理事・監事選挙の終了の時まで。

3. 理事・監事立候補の受付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月8日（火）まで。

※届出期限後の消印で配達された場合、あるいは届出期限後に持参又は電磁的記録を添付した電子メールにより送信された場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

4. 理事・監事立候補の方法

理事・監事に立候補される方は、所定の「立候補届出書」に必要事項を記載し、下記所在地まで、持参又は郵送あるいは電子メールにより送信してください。

所定の届出様式については、当本部のホームページより、ダウンロードしていただくか、当本部までご請求下さい。

所在地	〒990-0023 山形県山形市松波4丁目1番15号 山形県自治会館6階 公益社団法人全日本不動産協会 山形県本部 役員資格審査委員会
メールアドレス	info@yamagata.zennichi.or.jp

5. 理事・監事立候補の資格要件

次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 令和6年度までの会費等を完納していないとき。
- (2) 宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けた日から5年を経過しないとき。
- (3) 定款第11条第1項に規定する綱紀処分を受けた日から5年を経過しないとき。
- (4) 理事会において指定する宅地建物取引業に関する研修を履修していないとき。

- (5) 弁済業務保証金分担金の返還請求権に対する債権差押え（仮差押えを除く。）があるとき。
- (6) 令和6年度に実施された宅地建物取引業法第64条の6に規定する宅地建物取引業に関する研修を終了していないとき。
- (7) 選任時において満76歳以上であるとき。
- (8) 指定暴力団その他反社会的と認められる団体に所属又は関係しているとき。

6. 理事・監事立候補者の資格審査等

提出のあった理事・監事立候補者の資格審査等は厳正に行います。万が一事務的な書類不備が発見された場合は、本人あてに通知し修正を求めることがあります。

資格審査の結果、立候補者が被選挙権を有していないと判断した場合は、理由を示して通知します。

7. その他

- (1) 理事・監事選挙に関し、本委員会は、透明性、公平性及び公正性の確保を図る観点から必要な職務運営を行う場合があります。
- (2) 各エリアで定数以上の立候補者あった場合は、当本部総会時に全エリア出席正会員（委任状を含む）によりエリア毎に選挙を実施します。
- (3) 理事・監事立候補等に関する電話でのお問い合わせは、聞き間違い等の事故を避けるためご遠慮いただくようお願いします。

令和7年4月1日

公益社団法人全日本不動産協会山形県本部
公益社団法人 不動産保証協会山形県本部
一般社団法人 全国不動産協会山形県本部
役員資格審査委員会委員長 松田 近義